

入国前結核スクリーニングについて

厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部 感染症対策課

結核対策について

現状

(※) 外務省、厚生労働省、JICA、公益財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本において策定

- 令和5年の新登録結核患者数は10,096人、結核罹患率（新登録結核患者数を人口10万対率で表したもの）は8.1となり、初めて結核低まん延国となった令和3年以降、結核低まん延国の水準を維持しているが、他の先進国における罹患率より高い状況にある。
- 「2021年改定版ストップ結核ジャパンアクションプラン」（※）では、2025年までに罹患率を7とすること、2035年までに罹患率を2とすることを目指している。

課題

- 近年では結核患者の多くを高齢者が占め、令和5年の新登録結核患者においては80歳以上が42.9%を占めている。
- 国内で新たに結核になった患者のうち、外国生まれの割合は増加している。令和5年の外国生まれ新登録結核患者数は1,619人（全体の16.0%）であり、前年から405人増（4.1ポイント増加）である。特に若年者においては、新登録結核患者数の大半を外国出生者が占めている。

対応

結核は、感染が広がりやすく（空気感染する）、潜伏期間が長く（大半は半年～2年）、一般的な治療期間が6か月以上と長い。

従来の国内結核対策（※）を徹底させるとともに、以下2点を実施。

【80歳以上の高齢者への対策強化】

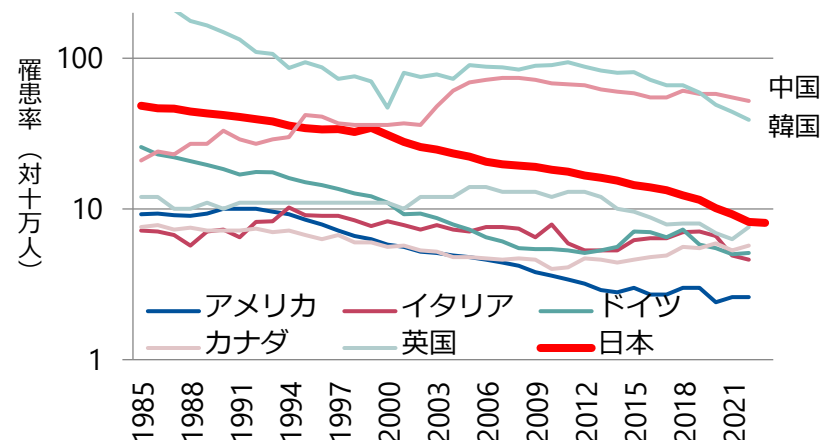
80歳以上の高齢者に対し、感染症法に基づく定期健康診断の強化として健診の個別勧奨の実施や個別健診の推進等を実施。

【入国前結核スクリーニング】

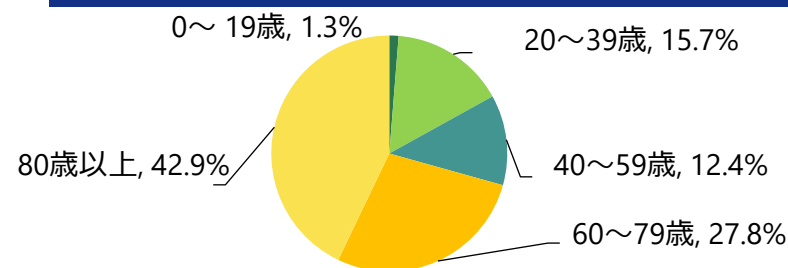
我が国における結核患者数が多い国から我が国に中長期間在留しようとする者に対し、結核を発病していないことを求める入国前結核スクリーニングを導入。

(※) 健康診断、結核医療費の公費負担、予防接種、直接服薬確認療法（DOTS）の推進等の総合的な対策を引き続き実施。

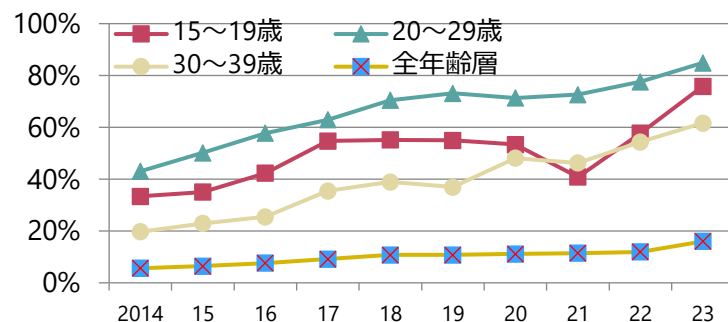
各国の罹患率の比較



新登録結核患者の年齢別割合（令和5年）



新登録結核患者数に占める外国生まれの割合



入国前結核スクリーニングの概要

入国前結核スクリーニングとは

- 入国前の結核検査（胸部エックス線検査等）によって、結核を発病していないことの証明を求める制度。
- 外国からの入国者への結核対策として、主要先進国の多くでは、条件や方法は国によって異なるものの、高まん延国からの入国例や長期滞在する者を対象とした入国前のスクリーニングを実施している
 - 入国前結核スクリーニングを実施している諸外国の例：米国、カナダ、オーストラリア、英国、ニュージーランド、韓国 等

入国前結核スクリーニングに係るこれまでの経緯

- 2018（平成30）年2月、厚生科学審議会結核部会において、近年の外国出生結核患者の増加等を背景に、日本国内での結核患者数上位6カ国（※）からの長期滞在者を対象とした入国前結核スクリーニングを導入する方針が示された。
 - ※日本の外国出生結核患者の約8割は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国の6カ国が占めている。
- 2020（令和2）年3月、関係各所へ入国前結核スクリーニングの実施について通知を行い、同年7月1日以降に準備の整った対象国から順次開始予定としていたが、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、外国からの入国者が激減したことを受けて開始が見送られていた。
- 2023（令和5）年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が終了。外国からの入国者数が増加し、これに伴い、外国生まれの患者数の増加が顕著であることから、本制度を早期に導入することが求められている。

参考：法的根拠

- 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第1号において、結核が含まれる二類感染症の患者は上陸できないこととされ、「ビザの原則的発給基準」においてもビザを発給しないこととされている。

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、**二類感染症**、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

二～十四 （略）

2 （略）

○ビザの原則的発給基準

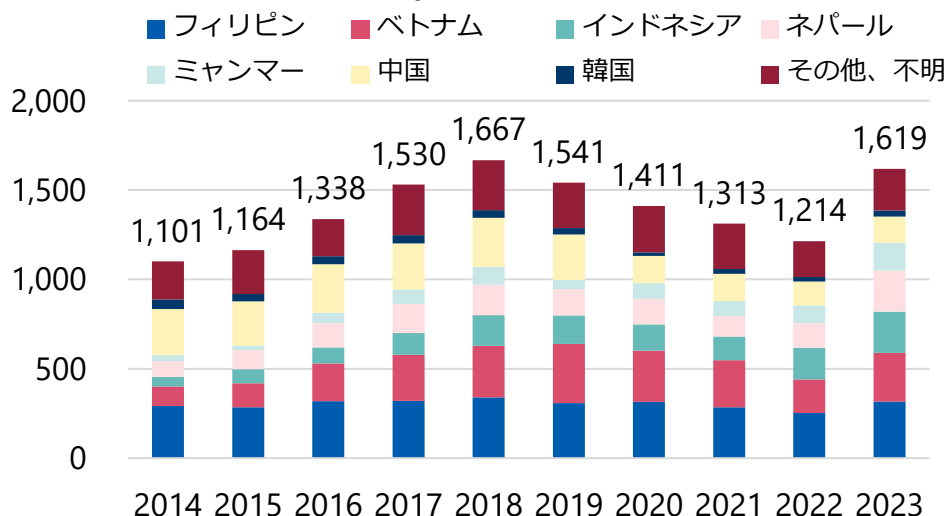
原則として、ビザ申請者が以下の要件をすべて満たし、かつ、ビザ発給が適当と判断される場合にビザの発給が行われる。

- （1）申請人が有効な旅券を所持しており、本国への帰国又は在留国への再入国の権利・資格が確保されていること。
- （2）申請に係る提出書類が適正なものであること。
- （3）申請人が日本において行おうとする活動又は申請人の身分若しくは地位及び在留期間が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に定める在留資格及び在留期間に適合すること。
- （4）**申請人が入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。**

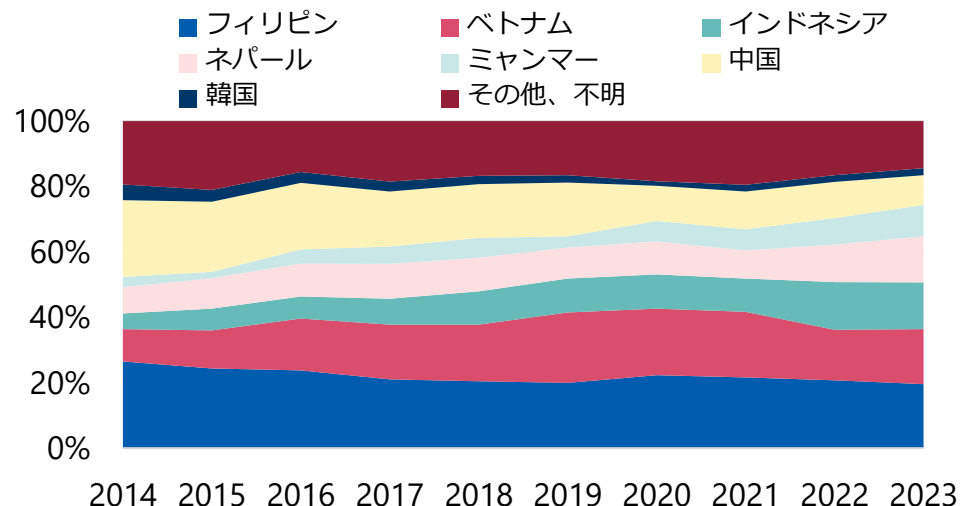
(参考) 外国生まれ新登録結核患者（出生国別）

- わが国における外国生まれ新登録結核患者数の上位6か国は、2016年以降、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国の6か国で固定されている。

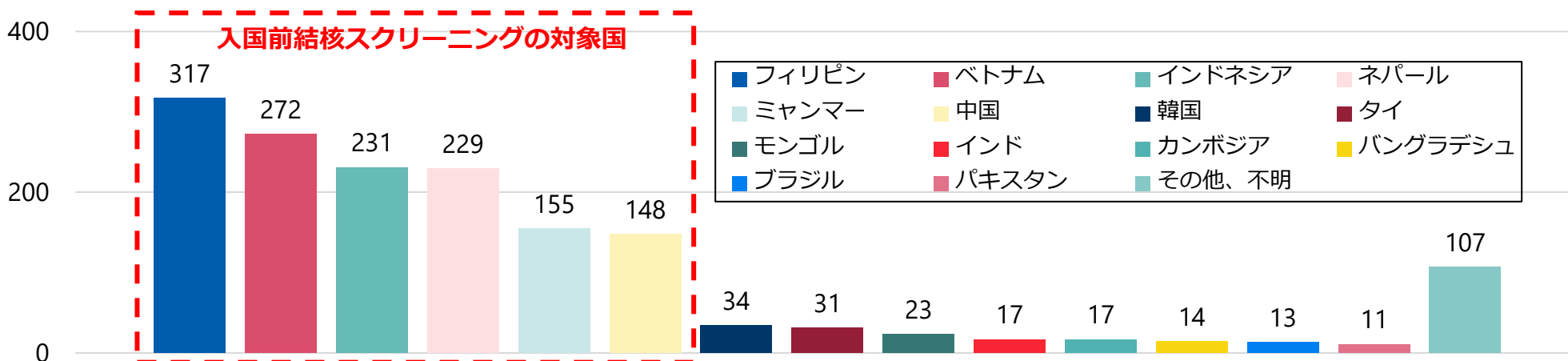
外国生まれ新登録結核患者数推移（出生国別）



外国生まれ新登録結核患者数に占める各出生国割合



外国生まれ新登録結核患者数（令和5年、出生国別）



入国前結核スクリーニングの対象国、対象者及び申請の流れ

対象国

日本における新登録結核患者数のうち、外国生まれの患者数の8割を占めるフィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国の6か国から制度を導入する方向で進めており、調整のついたフィリピン、ベトナム、ネパールの3か国については、今年度中（2024年度中）から制度を順次開始する。

対象者

対象国の国籍を有し、中長期在留者（注）（再入国許可を有する者を除く。）並びに特定活動告示第53号及び同第54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として我が国に入国・在留しようとする者とする。

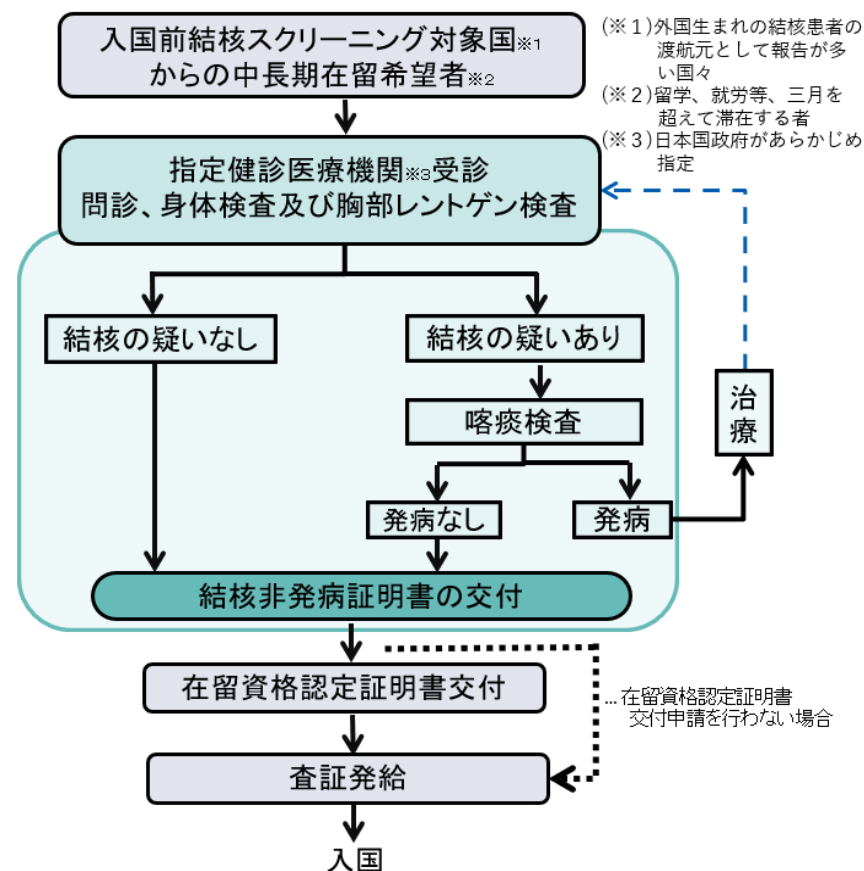
ただし、例外として、居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は対象外とする。

（注）「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④③に準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。

申請の流れ

- 1 申請者は対象国にある指定健診医療機関で、医師の診察及び胸部レントゲン検査を受診する。
- 2 当該検査で結核を発病していないと判断された者には、指定健診医療機関から結核非発病証明書が発行される。
- 3 在留資格認定証明書交付申請又は査証申請時に結核非発病証明書を提出する。

※ 結核を発病していると診断された者については、治療完了後、再度指定医療機関で結核検査を受診する必要がある。



（注）対象国の指定健診医療機関については、検査・診療の質を保つため、対象国内の医療機関に対して日本国政府があらかじめ指定する。医師は問診、診察及び胸部レントゲン検査を実施し、結核の疑いがある者に対しては喀痰検査を実施する。結果はJ-IMS（JPETS情報管理システム）にアップロードされる。結核を発病していないことを確認した場合には、結核非発病証明書を発行する。

入国前結核スクリーニングに係る今後のスケジュール

12月26日	・結核部会への報告 ・制度開始の公表
3月	・フィリピン、ネパールにおける健診受付開始【中頃】
令和7年度	
5月	・ベトナムにおける健診受付開始【中頃】
6月	・フィリピン人、ネパール人からの在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付け開始【中頃】
9月	・ベトナム人からの在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付け開始
(時期未定)	・残り3か国（インドネシア、ミャンマー、中国）の制度開始公表

※今後、結核の潜伏期間（大半は半年～2年）等を踏まえ、制度開始後3年を目途に必要な見直しを検討。本制度により発見された結核患者の数や、外国生まれ新登録結核患者数の推移、集団発生事例の初発患者のうち、入国前に結核健診を受けていた者の割合の把握等により本制度の効果を評価・検証する予定。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）（令和6年6月21日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

- ・ ・ ・ 我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（13言語）で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進める。〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号 112》

入国前結核スクリーニングの実施に関する申合せ（令和2年3月24日出入国在留管理庁・外務省・厚生労働省）（抜粋）

このような我が国における結核患者の発生状況に鑑みて、特に我が国における結核患者数が多い国の国籍を有する者であり、かつ我が国に中長期間在留しようとする者に対し、入国前に結核にり患していないことを求める結核スクリーニングを導入し、結核にり患していないことを証明できない者の入国を認めないこととした。

なお、新たな在留資格の創設を踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点から、関係閣僚会議で取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における具体的施策の一つとして、結核スクリーニングの実施が盛り込まれている。